

## 承第4号

専決処分の報告及び承認について

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出

三島市長 豊岡 武士

## 三島市専第6号

### 専 決 処 分 書

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例

三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第6項及び第7項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第8項及び第9項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

## 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

三島市長 豊 岡 武 士